

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 42 年 4 月から 43 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 42 年 4 月から 43 年 2 月まで
③ 昭和 56 年 10 月から平成元年 3 月まで
④ 平成 2 年 4 月から 4 年 3 月まで

申立期間①及び②について、私は、A 市から B 市及び C 市へ夫と共に転居したが、転居先の B 市及び C 市では夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたはずである。

申立期間③及び④について、私の息子が 3 か月又は 4 か月ごとに A 市役所の窓口で名前と住所を言って、私の国民年金保険料を納付し、半券をもらった。

申立期間①、②、③及び④の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、A 市から B 市及び C 市へその夫と共に転居し、転居先のそれぞれの市ではその夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずであると申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 36 年 1 月頃夫婦連番で払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間①及び②は保険料納付が可能な期間である上、それぞれ、3 か月及び 11 か月と短期間である保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、C市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとするその夫は、申立期間①及び②の保険料は納付済みとなっている上、申立期間を含め、保険料の未納は無く、免除期間について追納するなど国民年金保険料に係る納付意識の高さがうかがわれる。

さらに、申立人のC市の被保険者名簿には、申立期間①について追納の印が押されているとともに、同期間が充当とも記載され、さらにこれらの記載を取り消すという不自然な記載が見られるなど、当時における行政の記録管理に不適切な取扱いがあったことがうかがわれる。

- 2 一方、申立期間③及び④について、申立人は、「息子が3か月又は4か月ごとにA市役所の窓口で名前と住所を言って、私の国民年金保険料を納付し、半券をもらった。」と申し立てているが、申立人及びその息子は、保険料納付書が送られてきた記憶は無いとしている上、具体的な納付金額、納付時期及び納付方法に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が、申立期間③及び④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立事案の口頭意見陳述においても、国民年金の加入手続及び保険料納付について、これまでの調査以上に具体的な申述が得られなかった。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年1月から同年3月までの期間及び42年4月から43年2月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月及び同年 3 月

私は結婚するまで一人で生活しており、健康保険に入っていないと心配だったので、昭和 60 年 2 月に会社を辞めた後、すぐに A 区役所の出張所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、送られてきた納付書で保険料を納付していた。申立期間の国民年金保険料を納付したと思っていたが未納となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 2 月に会社を辞めた後、すぐに A 区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、送られてきた納付書で国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、オンライン記録によると、同年 4 月 3 日に申立人の国民年金の再加入手続による国民年金被保険者資格取得の処理がなされていることが確認できることから、同資格取得処理時点において、申立期間の保険料は現年度納付が可能である。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料に未納が無く、2 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東（栃木）厚生年金 事案 7888

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月30日から同年5月1日まで

A社に現場監督補助として継続して勤務していたが、会社の都合により昭和49年5月1日付けで、関連会社のB社に異動となった。年金記録は、A社の資格喪失日が同年4月30日であり、B社の資格取得日が同年5月1日と記録されているため、被保険者期間が1か月欠落している。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社及び関連会社のB社に継続して勤務し（A社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の社会保険担当者の供述及び両事業所間の転籍が確認できる複数の同僚のオンライン記録から判断すると昭和49年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年3月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いため不明であると供述しているものの、事業主が資格喪失日を昭和49年5月1日と届け出たにも

かかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（栃木）厚生年金 事案 7891

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 59 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 22 日
申立期間については、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、記録が欠落しているため標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給額・控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間における標準賞与額については、上記支給額・控除一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、59 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、上記支給額・控除一覧表に記載されている多数の同僚について、申立期間における賞与の支給及び保険料控

除が確認できるにもかかわらず、被保険者全員について、オンライン記録において当該賞与の支払に係る記録が無く、社会保険事務所（当時）がこれら全員の標準賞与額を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ当該期間の賞与の支払に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7892

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を平成4年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から同年4月1日まで

A社C工場に平成4年3月31日まで勤務し、同年4月1日から同社D工場に転勤した。申立期間の前後を含めて継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社における申立期間の給与明細書、申立人に係る雇用保険の加入記録並びにB社及び複数の同僚の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（平成4年4月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、B社から提出されたA社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失日は、平成4年3月31日と記載されているこ

とから、事業主が同日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（栃木）厚生年金 事案 7893

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月1日から同年4月1日まで
A社に継続して勤務したが、昭和45年3月1日から同年4月1日まで厚生年金保険の加入記録に空白がある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が提出した申立人に係る労働者名簿により、申立人は同社に継続して勤務し（A社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、A社B工場が厚生年金保険の適用事業所となった昭和45年4月1日に被保険者資格を取得した多数の同僚が、A社において同年4月1日に被保険者資格を喪失していることから、申立人に係る同社における資格喪失日を同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和45年2月の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、同時期に異動した者の記録を見ると、申立人と同じように当該期間の記録が欠落している者が複数確認でき

ることから、事業主が昭和 45 年 3 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 3 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7895

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月31日から同年11月1日まで
A社B工場に昭和32年9月に入社し、平成7年11月に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録並びにA社及び同社B工場の回答から判断すると、申立人は、同社B工場に継続して勤務し（厚生年金保険の適用上は、同社B工場から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社B工場は、「当時、当社B工場の従業員の厚生年金保険の適用について、本社において適用するように変更の手続を順次行っていた。申立人の当社B工場における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和51年11月1日である。」と回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者原票の昭和51年10月の定時決定の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格

喪失日を昭和 51 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7896

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男（死亡）
基礎年金番号：
生年月日：昭和3年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和51年10月31日から同年11月1日まで
夫は、A社B工場に昭和34年から61年まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録並びにA社及び同社B工場の回答から判断すると、申立人は、同社B工場に継続して勤務し（厚生年金保険の適用上は、同社B工場から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社B工場は、「当時、当社B工場の従業員の厚生年金保険の適用について、本社において適用するように変更の手続を順次行っていた。申立人の当社B工場における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和51年11月1日である。」と回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者原票の昭和51年9月の記録から、18万円とする

ことが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 51 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7897

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月28日から同年5月1日まで

私は、B社に入社して以来、平成10年3月28日まで継続して同社のC市の工場に勤務していたが、年金記録では、途中、A社に移籍したことになっており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の記録が欠落していることが分かった。申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、事業主の回答、複数の同僚の供述等から判断すると、申立人は、申立期間及びその前後を含めてB社及びA社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社及びA社は、申立人は申立期間においてA社に勤務していたと回答していることから、平成8年3月28日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る社会保険事務所（当時）の平成8年5月の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、申立人と同様に、B社において被保険者資格を喪失し、平成8年5月1日にA社に

において被保険者資格を取得した 14 人全員に、被保険者期間の欠落が確認できることから、事業主は同年 5 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月及び同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7898

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月28日から同年5月1日まで

私は、B社に入社して以来、平成11年まで継続して同社のC事業部に勤務していたが、年金記録では、途中、A社に移籍したことであり、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の記録が欠落していることが分かった。申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、事業主の回答、複数の同僚の供述等から判断すると、申立人は、申立期間及びその前後を含めてB社及びA社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社及びA社は、申立人は申立期間においてA社に勤務していたと回答していることから、平成8年3月28日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る社会保険事務所（当時）の平成8年5月の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、申立人と同様に、B社において被保険者資格を喪失し、平成8年5月1日にA社において被保険者資格を取得した14人全員に、被保険者期間の欠落が確認

できることから、事業主は同年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月及び同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7899

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月21日から同年11月1日まで
私がA社に勤務していた平成13年9月及び同年10月において、給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、被保険者記録が無い。調査の上、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において平成11年9月14日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、13年9月21日に資格を喪失した後、同年11月1日に同社の関連会社であるB社（現在は、C社）において再度資格を取得しており、同年9月及び同年10月の被保険者資格が無いことが確認できる。

しかしながら、申立人の雇用保険の記録によると、申立人は、平成13年10月31日にA社を離職し、同年11月1日にB社において被保険者資格を取得していることが確認できる上、D組合の記録によると、同年11月1日にA社において被保険者資格を喪失し、同日に、B社において資格を取得していることが確認できる。

また、申立人が保管する申立期間に係る給与明細書及び平成13年分源泉徴収票により、申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたことが確認できる上、同社は、申立期間において申立人が同社に在籍し、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を給与から控

除していたことを認めている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人の上記給与明細書における給与額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当時の経理事務責任者は「本来、申立人のA社に係る被保険者資格の喪失日は、平成13年11月1日にすべきであり、同年9月21日を資格喪失日とした現在の記録は会社の手続ミスである。」と供述していることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

昭和34年にC社に入社してから、同社の関連会社であるA社を平成25年に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、A社からの回答及び申立人を記憶している複数の同僚の供述から、申立人は申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間にA社で申立人と同一の勤務形態及び業務に就いていたとしている同僚は、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では昭和35年7月1日に同社において資格喪失し、A社に係る事業所別被保険者名簿では同年10月1日に同社において資格取得した記録となっているが、当該同僚が所持している給料支払明細書によると、申立期間当時、同社において給与が支給され、厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

なお、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は、昭和35年6月3日に会社として成立し、申立期間当時法人であることが確認できる上、同社に勤務していた複数の同僚は、申立期間当時、同社に勤務していた従業員

は 50 人以上いたとしていることから、申立期間において同社は当時の厚生年金保険法に定める適用要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の同僚が所持していた給料支払明細書により、厚生年金保険については翌月控除であったものと推認できるところ、C社における資格喪失時（昭和 35 年 6 月）からA社における資格取得時（同年 10 月）までの全ての期間に係る厚生年金保険料控除額が同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、C社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の同年 6 月の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間において適用事業所に該当する事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（長野）厚生年金 事案 7901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月21日から同年10月1日まで
厚生労働省の記録によると、A社における資格喪失日が昭和43年9月21日になっており、次のB社における資格取得日が同年10月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。
同一企業内の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が同時期にA社から関連会社のB社に転勤したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人が両社に継続して勤務し（昭和43年10月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、事業主からの回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年7月31日から4年3月21日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年3月21日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成3年7月から同年9月までは17万円、同年10月から4年2月までは19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月31日から4年4月1日まで

私は平成2年1月10日にA社に入社し、4年4月1日まで勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間がなくなっている。継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人がA社に平成4年3月20日まで継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成3年7月31日）の後の4年4月8日付けで、申立人を含む同社の被保険者6人について、いずれも3年10月の定時決定の記録が取り消され、同年7月31日に遡って資格喪失の処理がされていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本では、同社は申立期間も法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所として要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人が平成3年7月31

日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である4年3月21日に訂正することが必要である。

なお、平成3年7月から4年2月までの標準報酬月額については、申立人のA社における取り消し前のオンライン記録から、3年7月から同年9月までは17万円、同年10月から4年2月までは19万円とすることが必要である。

申立期間のうち、平成4年3月21日から同年4月1日までの期間については、当該期間における申立人のA社に係る雇用保険の加入記録が無く、同僚からも供述を得ることができないことから、申立人の当該期間における勤務実態の確認ができない。

また、A社の当時の事業主及び社会保険担当者からは供述が得られず、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑬までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は9万円、申立期間②は9万3,000円、申立期間③は8万9,000円、申立期間④は10万5,000円、申立期間⑤から⑧までは10万円、申立期間⑨及び⑩は9万8,000円、申立期間⑪及び⑫は9万5,000円、申立期間⑬は9万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 29 日
② 平成 17 年 8 月 5 日
③ 平成 17 年 12 月 29 日
④ 平成 18 年 8 月 4 日
⑤ 平成 18 年 12 月 29 日
⑥ 平成 19 年 8 月 3 日
⑦ 平成 19 年 12 月 28 日
⑧ 平成 20 年 8 月 5 日
⑨ 平成 20 年 12 月 29 日
⑩ 平成 21 年 8 月 5 日
⑪ 平成 21 年 12 月 29 日
⑫ 平成 22 年 8 月 5 日
⑬ 平成 22 年 12 月 30 日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から⑬までに係る厚生年金保険の標準賞与の記録が無い。所持している給与明細書を提出するので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間①から⑬までに係る給与明細書及びA社から提出された平成18年2月から23年1月までの賃金台帳等により、申立人は同社から賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑬までの標準賞与額については、上記賃金台帳及び給与明細書において確認できる賞与支給額又は保険料控除額から、申立期間①は9万円、申立期間②は9万3,000円、申立期間③は8万9,000円、申立期間④は10万5,000円、申立期間⑤から⑧までは10万円、申立期間⑨及び⑩は9万8,000円、申立期間⑪及び⑫は9万5,000円、申立期間⑬は9万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から⑬までに係る賞与支払届の社会保険事務所（当時）又は年金事務所への提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所又は年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（新潟）国民年金 事案 5232

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 8 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から同年 8 月まで
申立期間において、付加保険料を含む国民年金保険料を納付したと思うが、付加保険料が納付済みとなっていないことに納得がいかない。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 1 月から付加保険料を含む国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人が所持している国民年金手帳には、申立人が申立期間直後の昭和 46 年 9 月 10 日に所得比例保険料（当時の「付加保険料」の呼称）の納付の申出を行った記録がある上、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA市における国民年金被保険者名簿においても、同日に申立人から所得比例保険料の納付の申出を受け付けた記録が確認でき、付加保険料は制度上遡って納付できないことから、申立人は、申立期間の付加保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立人が申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年11月から3年1月まで

申立期間は会社に勤めていた期間であるが、試用期間中だったので、厚生年金保険に加入していることを知らずに、国民年金保険料を継続して納付した。領収証書は引っ越しをする8年前までは持っていたが、処分してしまい今は持っていない。

申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は会社に勤めていた期間であるが、試用期間中だったので、厚生年金保険に加入していることを知らずに、国民年金保険料を継続して納付したとしている。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳によると、「被保険者でなくなった日」が「平成2年11月14日」、「被保険者となった日」が「平成3年2月14日」と記載されており、これは申立人が申立期間当時居住していたA市B区の国民年金被保険者収滞納一覧表及びオンライン記録と一致している上、申立人が申立期間中に勤めていた会社の厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日とも一致しており、行政の記録管理に不備は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人が平成2年11月14日に国民年金の被保険者資格を喪失した処理日は同年12月10日と記録されていることから、申立期間の国民年金保険料が納付された場合は、未加入期間の納付となり還付されることとなるが、オンライン記録に当該還付の記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月及び12年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和52年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：①平成11年3月
②平成12年3月

申立期間①については、当時、私はA学校の学生であったが、平成11年3月にB県C市からD県E郡F町に引っ越しをした際に、転居に係る手続の中で国民年金保険料をF町役場で納付したと思う。

申立期間②については、平成12年3月にG県H市からB県I市に引っ越しをした際に、転居に係る手続の中で国民年金保険料をI市役所で納付したと思う。私は、転居に伴い国民年金の記録管理に誤りが生じたと考えている。

申立期間①及び②に係る国民年金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、E郡F町役場及びI市役所において、それぞれ1か月分の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の保険料納付に関する具体的な記憶が明確ではなく、保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金の事務処理については、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月

私は、平成 2 年 3 月に退職し、同年 4 月に A 市役所へ出向き、国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。その時、厚生年金保険への加入が昭和 59 年 5 月 16 日なので、同年 4 月分の国民年金保険料を納付しなければ手続ができないと言われたため、その場で 1 か月分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年 4 月に A 市役所へ出向き、国民年金の加入手続を行った際、厚生年金保険への加入が昭和 59 年 5 月 16 日なので、同年 4 月分の国民年金保険料を納付しなければ手続ができないと言われたため、その場で 1 か月分の保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成 2 年 6 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年3月まで

私は、いつ頃かは覚えていないが自分でA県B郡C村役場（現在は、D市役所）で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月、同村役場で納付していた。当時、会社を経営していて金銭的にも余裕があり、国民年金保険料を払わない理由が見当たらない。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、いつ頃かは覚えていないがC村役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月、同村役場で納付していたとしているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付についての記憶が明確でないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年11月頃に払い出されたと推認され、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」は、「昭和50年4月1日」と記載されているほか、オンライン記録及びC村の国民年金被保険者名簿においても、資格取得日は「昭和50年4月1日」と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間と考えられ、制度上、保険料を納付することはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間、54 年 3 月、56 年 2 月、同年 3 月、同年 6 月、同年 7 月及び同年 12 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 54 年 3 月
③ 昭和 56 年 2 月及び同年 3 月
④ 昭和 56 年 6 月及び同年 7 月
⑤ 昭和 56 年 12 月から 57 年 3 月まで

申立期間①、②、③、④及び⑤について、国民年金保険料が未納となっているが、私は昭和 52 年 3 月に大学を卒業した後、同年 4 月から同年 5 月から A 市内の B 教室の C 職として仕事を始めたが、厚生年金保険には加入できなかったため、同時期に私自身が A 市 D 区役所で国民年金の加入手続を行った。

加入当初は納付書で国民年金保険料を納付し、その後、時期は覚えていないが、口座振替による納付を開始したが、その口座は B 教室の給与の振込口座であり、当時の国民年金保険料額は私にとっては少額であったことから未納となるはずはない。

申立期間①、②、③、④及び⑤の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 52 年 4 月から同年 5 月頃、申立人自身が A 市 D 区役所で国民年金の加入手続を行い、加入当初は納付書で国民年金保険料を納付し、その後、時期は覚えていないが、口座振替による納付を開始したと申述している。

しかしながら、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 54 年 1 月頃に払い出されたことが推認され、その時点では、当該期間は過年度納付が可能な期間であるが、申立人は、「国民年金の加入手続時に 2 年遡及して保険料を納付できるとの説明を受けた記憶は無い。」としていることから、申立期間①の保険料の納付状況が不明である。

- 2 申立期間②については、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）の昭和 53 年度の備考欄の「納付書送付」の記載から、社会保険事務所（当時）から同年度分の未納月の納付書が 54 年度に申立人宛てに送付されたと考えられるが、申立人は 53 年度の納付書が 54 年度に送付された記憶は無いとしていることから、申立期間②の保険料の納付状況は不明である。
- 3 申立期間③及び④については、A 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金保険料は、昭和 54 年 4 月から口座振替が開始されていることが確認できるところ、保険料を口座振替できなかった場合、A 市から納付書が送付されると考えられるが、申立人は口座振替開始後に納付書が送付された記憶は無いとしていることから、申立期間③及び④の保険料の納付状況は不明である。
- 4 申立期間⑤については、申立人は、「昭和 56 年 12 月に結婚し、A 市から E 市（現在は、F 市）に転居した。」としているところ、A 市の国民年金被保険者名簿に「56. 12. 18G 県 E 市 H 地区 * - * - *」の記載があることについて、A 市は、「申立人は、56 年 12 月に本市に転出の手続を行ったため、同年 11 月の保険料を最後に口座振替を停止したと考えられる。」としていることから、申立期間⑤は、口座振替が行われたとは考え難い。

また、申立人の年金手帳及び E 市の国民年金被保険者名簿の記載から、申立人は、昭和 57 年 5 月 21 日に同市に転入の届出を行っていることが確認でき、申立人はその後、申立期間⑤の納付書が送付された記憶は無いとしていることから、申立期間⑤の保険料の納付状況は不明である。
- 5 申立期間は 5 回に及び、特に申立期間③から⑤までの期間は近接しており、これだけの回数 of 事務処理を行政が続けて誤ることは考え難い上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納

付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月から同年 9 月まで
私の申立期間の国民年金納付記録が未納となっているが、私が 22 歳になった平成 12 年*月頃、私の母が A 市役所で私の国民年金の加入手続を行い、同時期に過去の 24 か月分の未納保険料 20 万円から 30 万円くらいを A 社会保険事務所（当時）又は金融機関で納付したので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が 22 歳になった平成 12 年*月頃、私の母が私の過去の 24 か月分の未納保険料 20 万円から 30 万円くらいを A 社会保険事務所又は金融機関で納付した。」と申述しており、申立人の母も同様の申述をしている。

しかしながら、オンライン記録では、申立期間直後の平成 10 年 10 月から 12 年 12 月までの保険料 27 か月分を同年 11 月 20 日に納付したことが確認できることから、申立人の母が同年*月頃、24 か月分の未納保険料 20 万円から 30 万円を納付したとする記憶は、同年 11 月 20 日に納付した 27 か月分である可能性も否定できない。

また、国民年金の事務処理については、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7887

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月 16 日から 31 年 4 月 1 日まで
私はA社を昭和 31 年 4 月 1 日に退職した。その年の*月に結婚することを予定していたし、同社を退職後すぐに、同年 10 月まで別の会社に勤務していたので、よく記憶している。30 年 9 月 16 日という年の半ばで辞めることはなかったので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を昭和 31 年 4 月 1 日に退社したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が 30 年 9 月 16 日となっていることに対し申し立てしているところ、同社から提出された申立人に係る労働者名簿によると、「解雇又は退職日 30 年 9 月 15 日」、「事由其の他家事都合（B学校へ通うため）」と記載されており、厚生年金保険被保険者資格喪失日は退職日の翌日とされていることから、オンライン記録と一致する。

また、申立期間当時の同僚に、A社の社会保険の加入状況及び申立人の勤務実態等について照会を行ったところ、いずれについても回答を得ることができなかった。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳に記載されている申立人の資格喪失日は昭和 30 年 9 月 16 日であり、オンライン記録の資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（栃木）厚生年金 事案 7889（栃木厚生年金事案 34 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
A 社の同僚と申立期間当時に撮影した写真が 3 枚見付かり、写っている同僚を含め姓を新たに 8 人思い出したので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、当該期間の保険料控除が確認できないこと、申立期間中に事業所が適用事業所でなくなっていること、及び関係者の死亡等により当時の事情が確認できないことなどの理由により、既に年金記録確認栃木地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 20 年 6 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、同僚と一緒に写った 3 枚の写真が見付かり、新たに同僚の姓を 8 人思い出したとして、申立期間の被保険者記録の訂正を申し立てている。

しかしながら、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する同僚 8 人の姓は一人も記録されておらず、当該同僚を特定することができない上、申立人は当該同僚の連絡先を記憶しておらず、申立人の勤務実態、保険料控除及び社会保険の適用等について確認することができない。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7890

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月から54年11月まで
昭和53年5月から54年11月までA社B工場で正社員として約1年半、C作業の仕事をして毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間と近接する時期（昭和52年1月29日から53年10月26日まで）に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の元従業員に照会をしたが、回答のあった8人全員が申立人のことを覚えていない上、事業主も「勤務実態については不明」と供述している。

また、申立人の健康保険の加入状況について、A社が加入するD組合は、「保存期限経過のため不明」としており、雇用保険についても加入記録が確認できない上、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票（昭和51年1月7日から55年1月21日までの厚生年金保険被保険者資格取得者分）には、「E（申立人氏名）」又は厚生年金保険被保険者記号番号払出簿（51年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得）に記載されている「F（申立人の別名）」いずれの氏名も無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金保険料（任意加入）を納付している上、夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

加えて、申立人は、具体的な勤務期間等について記憶が不明瞭であり、同僚の名前も覚えていない上、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7894

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 4 日から 38 年 3 月 31 日まで
申立期間について、A事業所（現在は、B事業所）にC職として勤務していたことは事実であり、厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚は、「申立人は、当時、A事業所に所属し、県D課（E所（旧F市））の仕事に従事していたと思う。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業主は、「A事業所設立からの労働者名簿には、申立人の氏名は無い。申立期間当時、常勤者は全て社会保険に加入させていたと思う。」と回答しているところ、申立人は、申立期間当時、雇用形態は「アルバイト・パート」、勤務時間は「1日9時から15時まで」と申述し、同僚は、「申立人は、G（出先）を回る仕事で常勤ではなかったと思う。」と供述しており、申立期間当時、申立人は厚生年金保険被保険者としての要件を満たしていなかったものと考えるのが自然である。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（長野）厚生年金 事案 7902

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年12月1日から20年8月11日まで

私は、昭和17年3月にA社B工場（現在は、C社）に入社し、終戦直前に同社のD工場に異動した20年8月11日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では同社での被保険者期間が19年12月1日までとなっている。

昭和20年3月及び同年5月に同社から受けた表彰状等を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保持していたC社発行の表彰状及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間頃に同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社は、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の被保険者としての届出及び保険料の控除並びに納付等について、いずれも「不明」である旨回答しており、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、C社に係る健康保険労働者年金被保険者名簿には、申立人の資格喪失年月日は昭和19年12月1日と記載されており、当該記録は申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録と一致している。

さらに、申立人が名前を挙げた複数の同僚の資格喪失日も上記被保険者名簿及び旧台帳において申立人と同月となっており、一連の記録に不自然さはうかがえない。

加えて、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者に照会したものの、申立人の給与から厚生年金保険料が控除

されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7903

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 21 日から 61 年 5 月 1 日まで

私が、A社に勤務していた全期間の標準報酬月額が当時の給与額と比べてあまりに低く、納得がいかない。当時は高度経済成長期で給料が上昇していたのに、標準報酬月額が下がっている期間があるのは、特に納得がいかない。

申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる資料等はないが、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、当時の給与額に比べ低すぎるとともに、高度経済成長期で給与が上昇している時期であったので標準報酬月額が下がっている期間があるのは納得がいかないと申し立てている。

しかし、A社の後継事業所の事業主は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができないとしている。

また、申立人の標準報酬月額は、申立期間のうち、入社時から昭和 53 年 9 月までの期間において、33 年 10 月から 34 年 7 月までの期間を除き、継続して上昇しているが、当該期間のうち、39 年 6 月から 40 年 4 月までの期間、43 年 5 月から 44 年 10 月までの期間、46 年 8 月から同年 10 月までの期間、48 年 8 月から同年 10 月までの期間、49 年 8 月から 51 年 7 月までの期間及び 52 年 8 月から 53 年 9 月までの期間については、厚生年金

保険の標準報酬月額の上限額であることから、標準報酬月額の記録訂正をすることはできない。

さらに、昭和 53 年 10 月から退社時の 61 年 4 月までの期間については、同僚の一人が当時の給与明細書を確認した上で、「53 年から 56 年頃に一貫して給与が右肩上がりだったというのは間違いだ。」と述べているところ、複数の同僚が「当時、B 工場が C 地区に移転したため、残業が少なくなった。」と述べているとともに、同社に係る複数の同僚のオンライン記録では、当該期間に標準報酬月額が上昇せず、一部期間については低下している者が多数見られることから、申立人が主張するように、同社において標準報酬月額が下がることはなかったとする状況は見られない。

加えて、上記期間のうち昭和 56 年 11 月から 61 年 4 月までの期間については、申立人の給与が振り込まれていた D 信用金庫 E 支店（現在は、F 信用金庫）の振込記録を確認することができたが、当該振込記録からは当該期間の給与額及び保険料控除額を確認することができない。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容は全期間にわたって不備は無く、オンライン記録とも一致しているとともに、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡もない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 7906

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 1 日から 55 年 8 月 10 日まで
厚生労働省の記録によれば、申立期間に係る標準報酬月額が、実際にもらっていた給料より低くなっている。
納得できないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、オンライン記録における標準報酬月額より実際には高い給料を支給されており、手取りで 20 万円くらいをもらっていた時期もあったとしている。

しかしながら、事業主及びその妻（社会保険手続・給与計算担当）は既に亡くなっている上、複数の同僚がA事業所と関係があったとしている税務会計事務所は申立人に係る資料を保管しておらず、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者台帳全記録照会によれば、A事業所で資格取得する際に、賃金が5万6,000円で届出されており、当該事業所における申立人の厚生年金保険の資格取得時の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、複数の同僚によれば、事業主は、手当を含めない基本給で標準報酬月額を決定し、届出を行っていたと供述している。

加えて、A事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額はオンライン記録と一致

している上、遡及訂正等の不合理な処理の痕跡は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。